

&lt;div[](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-000010555\_00001.html)事業活動に伴って生じるごみのうち、産業廃棄物以外の廃棄物を事業系ごみといいます。

品目	事業系ごみの例
紙類	コピー用紙、ダンボール、新聞、包装紙、本、封筒 など
生ごみ	飲食店の食べ残し、小売店の売れ残り食品、茶がら、コーヒーがら など
木くず	飲食店の割り箸、竹串 など ※貨物運搬用の木製パレットは産業廃棄物に該当
繊維くず	綿、麻、絹製のタオル、雑巾 など ※合成繊維の布類は産業廃棄物の廃プラスチック類に該当
剪定枝	植栽等の剪定枝、刈り草 など

## &lt;div[](https://i.imgur.com/3QDfDfD.png)

事業系ごみと産業廃棄物、どちらに該当するか判断が難しいものの一例

『木くず』



## 『ペットボトル・びん・缶』

- 従業員が飲食した弁当容器やペットボトル、びん、缶など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
  - その他のプラスチック類、ガラス、缶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 『生ごみ（動物性残さ）』

- 飲食店の食べ残し、小売店の売れ残り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
  - 食品加工業などによって生じた切れ端やあらなど・・・・・・・・・・・・

※その他、判断が困難なものについては、下記までお問い合わせください。